

## ACSV MONTHLY LETTER

## ● 相続税計算のポイント

相続税計算のポイントについて、主なものを説明します。

基礎控除	相続財産の課税価格の合計額が、基礎控除以下である場合は、相続税は課税されません。 $\text{基礎控除} = 3000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$
配偶者控除	配偶者の相続財産は、法定相続分相当額または1億6千万円までは相続税が課税されません。 ただし税務調査等により隠蔽仮装行為とされた場合（重加算税対象）は、修正申告による配偶者控除の適用はできません。
相次相続控除	相続開始前10年以内の相続で相続税が課税された財産が含まれている場合は、その税額の一部が相続税額から控除されます。
生命保険金 退職手当金	相続人が受け取った生命保険金や退職手当金は、相続財産とみなされます。生命保険金や退職手当金は、それぞれ次の金額については非課税とされます。 $\text{非課税限度額} = 500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$
小規模宅地等	事業用宅地や居住用宅地については、要件を満たせば一定の面積までの課税価格が軽減されます。
3年以内の贈与	相続の開始前3年以内の贈与財産は、相続財産の課税価格に加算され、納付した贈与税額は相続税額から控除されます（還付はありません）。
名義など	家族名義の預金等は、形式（名義）ではなく実質で判断します。その財産の取得資金や管理状況から相続財産の課税価格に含まれる場合があります。概ね100万円以上の資金移動については、内容の検討が必要です。
養子	基礎控除を計算する法定相続人に含まれる養子の数は、実子がある場合は1人、実子がない場合は2人までとされます。
相続税額2割加算	一親等の血族（代襲相続を含む）や配偶者以外の人への相続税額は2割加算されます（兄弟姉妹や孫を養子にした場合など）。

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
9月		
10月	個人住民税納付（第3期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。